「みまもりあいプロジェクト」に関する協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と、一般社団法人セーフティネットリンケージ（以下「乙」という。）は、此花区内在住の子ども、高齢者及び障がい者等（以下「対象者」という。）で行方不明になった者（以下「行方不明者等」という。）について、その生命及び身体の安全確保のため、行方不明者等の早期発見及びその家族等の支援を行うことを目的として、市民主体型・多世代で見守り合うことができる「みまもりあいプロジェクト」について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が提供するＩＣＴ（情報通信技術）ツール、具体的には、「地域共生支援アプリ」の「市民が無償で活用できる、地域の互助を頼ることができる、市民主体型の捜索支援機能」に関して、甲が広報及び利用促進を図ることにより、「市民及び関係部署・協力機関」による「行方不明者等」の早期発見が、従来の見守り活動に付加する形で効果的に行われることを目的とする。

（役割）

第２条　みまもりあいプロジェクトを進めるにあたり、甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 甲は、「市民及び関係部署・協力機関」の協力により行方不明者等が早期に発見・保護されるよう、対象者やその家族等の利用の促進のための支援及びみまもりあいプロジェクトの広報に努めるものとする。また、乙が利用者や対象者に関係する団体、協力者等の意見を聴取する際、乙への協力に努めるものとする。

（２） 乙は、「地域共生支援アプリ」の「市民が無償で活用できる、地域の互助を頼ることができる、市民主体型の捜索支援機能」を此花区民が無償で利用できるよう提供し、円滑な運営を行うとともに、より効果的なサービス内容となるよう、甲及び利用者等の意見を聴取し、みまもりあいプロジェクトの改善に努めるものとする。

（３） 乙は、みまもりあいプロジェクトの利用状況（アプリダウンロード数等）について、甲に対し、あらかじめ甲乙の合意内容に基づいて報告する。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、みまもりあいプロジェクトにより知り得た情報について、第１条に定める目的以外に使用し、又はみだりに他人に知らせてはならない。この協定を解除した後においても、同様とする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年3月末日までとする

２　前項の期間の満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第５条　乙は、みまもりあいプロジェクトの実施が困難になったとき（第２条第２項及び第３項の役割が果たせなくなったときを含む。）は、その旨を文書で甲に提出することにより、この協定を解除することができる。

２　甲は、乙がこの協定に違反したとき又はみまもりあいプロジェクトの実施に当たり不適当な事由があると認めるときは、乙に対して通告することにより、この協定を解除することができる。

（協議）

第６条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　大阪市此花区春日出北１－８－４

甲　　　　　　大阪市此花区役所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　此花区長　　中島　政人

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　東京都新宿区南榎町54－305

乙　事業所名　一般社団法人セーフティネットリンケージ

代表理事　高原　達也